

別紙 1 事業実施場所

通番号	高等学校名	住 所	空調対象室 の数
1	大阪府立西野田工業高等学校	大阪市福島区大開2丁目17番62号	33
2	大阪府立大手前高等学校	大阪市中央区大手前2丁目1番11号	26
3	大阪府立港高等学校	大阪市港区波除2丁目3番1号	25
4	大阪府立市岡高等学校	大阪市港区市岡元町2丁目12番12号	26
5	大阪府立泉尾高等学校	大阪市大正区泉尾3丁目19番50号	22
6	大阪府立大正高等学校	大阪市大正区泉尾7丁目11番20号	26
7	大阪府立清水谷高等学校	大阪市天王寺区清水谷町2番44号	18
8	大阪府立高津高等学校	大阪市天王寺区鶴差町10番47号	21
9	大阪府立夕陽丘高等学校	大阪市天王寺区北山町10番10号	18
10	大阪府立今宮高等学校	大阪市浪速区戎本町2丁目7番39号	17
11	大阪府立西淀川高等学校	大阪市西淀川区出来島3丁目3番6号	23
12	大阪府立北野高等学校	大阪市淀川区新北野2丁目5番13号	21
13	大阪府立北淀高等学校	大阪市東淀川区豊里2丁目11番35号	26
14	大阪府立勝山高等学校	大阪市生野区巽東3丁目10番75号	23
15	大阪府立桃谷高等学校	大阪市生野区勝山南3丁目1番4号	26
16	大阪府立旭高等学校	大阪市旭区高殿5丁目6番41号	26
17	大阪府立淀川工業高等学校	大阪市旭区太子橋3丁目1番32号	27
18	大阪府立成城工業高等学校	大阪市城東区諏訪3丁目11番41号	23
19	大阪府立茨田高等学校	大阪市鶴見区安田1丁目5番49号	23
20	大阪府立天王寺高等学校	大阪市阿倍野区三明町2丁目4番23号	29
21	大阪府立阿倍野高等学校	大阪市阿倍野区阪南町1丁目30番34号	26
22	大阪府立住吉高等学校	大阪市阿倍野区北畠2丁目4番1号	22
23	大阪府立住之江高等学校	大阪市住之江区南港中4丁目6番43号	23
24	大阪府立港南高等学校	大阪市住之江区南港東2丁目5番72号	22
25	大阪府立阪南高等学校	大阪市住吉区庭井2丁目18番81号	27
26	大阪府立大和川高等学校	大阪市住吉区苅田4丁目1番72号	26
27	大阪府立東住吉高等学校	大阪市平野区平野西2丁目3番77号	23
28	大阪府立長吉高等学校	大阪市平野区長吉長原西3丁目11番33号	3
29	大阪府立平野高等学校	大阪市平野区長吉川辺4丁目2番11号	25
30	大阪府立東住吉工業高等学校	大阪市平野区喜連西2丁目11番66号	24
31	大阪府立西成高等学校	大阪市西成区津守1丁目13番10号	26
32	大阪府立今宮工業高等学校	大阪市西成区出城1丁目1番6号	31

通番号	高等学校名	住 所	空調対象室 の数
33	大阪府立池田高等学校	池田市旭丘2丁目2番1号	26
34	大阪府立渋谷高等学校	池田市畑4丁目1番1号	24
35	大阪府立池田北高等学校	池田市伏尾台2丁目12番地	23
36	大阪府立豊中高等学校	豊中市上野西2丁目5番12号	21
37	大阪府立桜塚高等学校	豊中市中桜塚4丁目1番1号	28
38	大阪府立東豊中高等学校	豊中市新千里南町1丁目5番1号	25
39	大阪府立豊島高等学校	豊中市北緑丘3丁目2番1号	26
40	大阪府立刀根山高等学校	豊中市刀根山6丁目9番1号	25
41	大阪府立少路高等学校	豊中市少路2丁目3番1号	24
42	大阪府立箕面高等学校	箕面市牧落4丁目8番66号	26
43	大阪府立箕面東高等学校	箕面市粟生外院5丁目4番63号	26
44	大阪府立能勢高等学校	豊能郡能勢町上田尻580番地	10
45	大阪府立城山高等学校	豊能郡豊能町余野77番地	10
46	大阪府立春日丘高等学校	茨木市春日2丁目1番2号	19
47	大阪府立茨木高等学校	茨木市新庄町12番1号	21
48	大阪府立茨木西高等学校	茨木市紫明園10番68号	24
49	大阪府立茨木東高等学校	茨木市玉島台2番15号	26
50	大阪府立福井高等学校	茨木市西福井3丁目33番11号	27
51	大阪府立茨木工業高等学校	茨木市春日5丁目6番41号	26
52	大阪府立吹田高等学校	吹田市原町4丁目24番14号	26
53	大阪府立千里高等学校	吹田市高野台2丁目17番1号	26
54	大阪府立吹田東高等学校	吹田市青葉丘南16番1号	24
55	大阪府立北千里高等学校	吹田市藤白台5丁目6番1号	26
56	大阪府立山田高等学校	吹田市山田東3丁目28番1号	26
57	大阪府立島上高等学校	高槻市城内町2番13号	25
58	大阪府立三島高等学校	高槻市今城町27番1号	27
59	大阪府立高槻南高等学校	高槻市芝生町3丁目29番1号	8
60	大阪府立高槻北高等学校	高槻市別所本町36番3号	26
61	大阪府立芥川高等学校	高槻市浦堂1丁目12番1号	26
62	大阪府立阿武野高等学校	高槻市永室町3丁目38番1号	25
63	大阪府立大冠高等学校	高槻市大塚町4丁目50番1号	26
64	大阪府立摂津高等学校	摂津市学園町1丁目5番1号	26
65	大阪府立島飼高等学校	摂津市島飼上1丁目1番15号	24
66	大阪府立島本高等学校	三島郡島本町桜井台15番1号	24

通番号	高等学校名	住 所	空調対象室 の数
67	大阪府立四条畷北高等学校	四條畷市大字砂510番地	22
68	大阪府立寝屋川高等学校	寝屋川市本町15番64号	28
69	大阪府立南寝屋川高等学校	寝屋川市河北西町22番1号	24
70	大阪府立東寝屋川高等学校	寝屋川市大字寝屋	22
71	大阪府立西寝屋川高等学校	寝屋川市葛原2丁目19番1号	22
72	大阪府立枚方高等学校	枚方市大垣内町3丁目16番1号	26
73	大阪府立長尾高等学校	枚方市長尾家具町5丁目1番1号	24
74	大阪府立牧野高等学校	枚方市南船橋1丁目11番1号	24
75	大阪府立枚方西高等学校	枚方市伊加賀西町53番2号	14
76	大阪府立香里丘高等学校	枚方市東中振2丁目18番1号	24
77	大阪府立磯島高等学校	枚方市磯島元町20番1号	26
78	大阪府立枚方津田高等学校	枚方市津田北町2丁目5番1号	24
79	大阪府立守口東高等学校	守口市八雲中町2丁目1番32号	25
80	大阪府立芦間高等学校	守口市外島町1番43号	23
81	大阪府立門真西高等学校	門真市柳田町29番1号	24
82	大阪府立門真なみはや高等学校	門真市大字上島頭560番地	23
83	大阪府立大東高等学校	大東市深野4丁目12番1号	23
84	大阪府立野崎高等学校	大東市寺川1丁目2番1号	23
85	大阪府立交野高等学校	交野市寺南野10番1号	26
86	大阪府立布施高等学校	東大阪市下小阪3丁目14番21号	23
87	大阪府立花園高等学校	東大阪市花園東町3丁目1番25号	26
88	大阪府立池島高等学校	東大阪市池島町6丁目3番9号	24
89	大阪府立盾津高等学校	東大阪市新庄880番地	26
90	大阪府立布施北高等学校	東大阪市荒本西1丁目28番地	22
91	大阪府立加納高等学校	東大阪市加納3丁目3番86号	13
92	大阪府立枚岡樟風高等学校	東大阪市鷹殿町18番1号	24
93	大阪府立城東工業高等学校	東大阪市西鴻池町2丁目5番33号	28
94	大阪府立布施工業高等学校	東大阪市宝持3丁目7番5号	30
95	大阪府立山本高等学校	八尾市山本町北1丁目1番44号	25
96	大阪府立八尾高等学校	八尾市高町1番74号	22
97	大阪府立清友高等学校	八尾市千塚2丁目96番地	23
98	大阪府立八尾北高等学校	八尾市萱振町7丁目42番地	25
99	大阪府立八尾翠翔高等学校	八尾市神宮寺3丁目107番地	23
100	大阪府立生野高等学校	松原市新堂1丁目552番地	23

通番号	高等学校名	住 所	空調対象室 の数
101	大阪府立大塚高等学校	松原市西大塚2丁目1005番地	24
102	大阪府立松原高等学校	松原市三宅東3丁目4番1号	27
103	大阪府立柏原東高等学校	柏原市大字高井田1015番地	22
104	大阪府立河南高等学校	富田林市錦ヶ丘町1番15号	28
105	大阪府立富田林高等学校	富田林市谷川町4番30号	21
106	大阪府立金剛高等学校	富田林市藤沢台2丁目1番1号	28
107	大阪府立羽曳野高等学校	羽曳野市大黒776番地	27
108	大阪府立西浦高等学校	羽曳野市西浦2丁目	24
109	大阪府立長野高等学校	河内長野市原町533番地	26
110	大阪府立長野北高等学校	河内長野市木戸東町3番1号	26
111	大阪府立藤井寺高等学校	藤井寺市津堂3丁目516番地	26
112	大阪府立藤井寺工業高等学校	藤井寺市御舟町10番1号	24
113	大阪府立狭山高等学校	大阪狭山市半田4丁目1510番地	26
114	大阪府立美原高等学校	南河内郡美原町平尾234番地1	24
115	大阪府立農芸高等学校	南河内郡美原町北余部595番地1	21
116	大阪府立登美丘高等学校	堺市西野51番地	26
117	大阪府立泉陽高等学校	堺市車之町東3丁2番1号	22
118	大阪府立三国丘高等学校	堺市南三国ヶ丘町2丁2番36号	20
119	大阪府立鳳高等学校	堺市原田150番地	27
120	大阪府立泉北高等学校	堺市若松台3丁2番2号	27
121	大阪府立堺東高等学校	堺市晴美台1丁1番2号	26
122	大阪府立金岡高等学校	堺市金岡町2651番地	22
123	大阪府立東百舌鳥高等学校	堺市土塔町2377番地5	26
124	大阪府立堺西高等学校	堺市桃山台4丁16番	25
125	大阪府立上神谷高等学校	堺市御池台4丁24番1号	7
126	大阪府立美木多高等学校	堺市城山台4丁1番1号	23
127	大阪府立福泉高等学校	堺市太平寺323番地	24
128	大阪府立堺上高等学校	堺市上61番地	24
129	大阪府立堺工業高等学校	堺市大仙中町12番1号	30
130	大阪府立泉大津高等学校	泉大津市北豊中町1丁目1番1号	24
131	大阪府立横山高等学校	和泉市下宮町160番地	16
132	大阪府立伯太高等学校	和泉市伯太町2丁目4番11号	26
133	大阪府立信太高等学校	和泉市葛の葉町387番地2	24
134	大阪府立和泉工業高等学校	和泉市富秋町33番地	26

通番号	高等学校名	住 所	空調対象室 の数
135	大阪府立高石高等学校	高石市千代田6丁目12番1号	26
136	大阪府立和泉高等学校	岸和田市土生町2222番地	17
137	大阪府立岸和田高等学校	岸和田市岸城町10番1号	22
138	大阪府立久米田高等学校	岸和田市額原町1100番地	25
139	大阪府立佐野高等学校	泉佐野市市場東2丁目398番地	27
140	大阪府立日根野高等学校	泉佐野市日根野2372番地1	23
141	大阪府立佐野工業高等学校	泉佐野市高松東1丁目3番50号	26
142	大阪府立貝塚高等学校	貝塚市畠中1丁目1番1号	36
143	大阪府立貝塚南高等学校	貝塚市橋本620番地	26
144	大阪府立泉南高等学校	泉南市樽井2丁目35番54号	25
145	大阪府立砂川高等学校	泉南市信達牧野40番地1	23
146	大阪府立泉鳥取高等学校	阪南市緑ヶ丘1丁目1番10号	22
147	大阪府立岬高等学校	泉南郡岬町淡輪3246番地	22

別紙 2 日程表

事業契約締結	平成 15 年 6 月 日
空気調和設備の引渡し	平成 16 年 6 月 1 日
空気調和環境、維持管理業務等の提供期間	平成 16 年 6 月 1 日 ~ 平成 29 年 3 月 31 日
事業期間の満了	平成 29 年 3 月 31 日

別紙 4 各種共通仕様書等

機械設備工事共通仕様書及び同標準図 最新版（国土交通省大臣官房庁営繕部監修）
機械設備改修工事共通仕様書 最新版（国土交通省大臣官房庁営繕部監修）
電気設備工事共通仕様書及び同標準図 最新版（国土交通省大臣官房庁営繕部監修）
電気設備改修工事共通仕様書 最新版（国土交通省大臣官房庁営繕部監修）
建築工事共通仕様書及び同標準図 最新版（国土交通省大臣官房庁営繕部監修）
建築改修工事共通仕様書 最新版（国土交通省大臣官房庁営繕部監修）

上記 の製品及び機器については製造者の標準品を適用しても良い。

建築設備設計基準 最新版（国土交通省大臣官房庁営繕部監修）
建築設備耐震設計・同施工指針 最新版（建設大臣官房官庁営繕部監修）
機械設備工事監理指針 最新版（国土交通省大臣官房庁営繕部監修）
電気設備工事監理指針 最新版（国土交通省大臣官房庁営繕部監修）
高圧受電設備規程（日本電気技術規格委員会）
内線規程（日本電気技術規格委員会）
建築工事監理指針 最新版（国土交通省大臣官房庁営繕部監修）
工事写真の撮り方（建築設備編） 最新版（建設大臣官房官庁営繕部監修）
工事写真の撮り方（建築編） 最新版（建設大臣官房官庁営繕部監修）
建築保全業務共通仕様書 最新版（建設大臣官房官庁営繕部監修）

上記 ～ に記載がないものについては、下記による。

空気調和衛生工学便覧 第13版（社団法人 空気調和・衛生工学会編集・発行）

別紙 6 業務完了報告書

業務完了報告書

平成 年 月 日

大阪府教育委員会 教育長 様

受注者

所在地

会社名

代表社名

下記の通り業務完了を報告いたします。

記

件名	大阪府立高等学校教育環境改善事業（平成 年度）
完了年月日	平成 年 月 日

別紙 10 空気調和設備の稼働に必要なエネルギー調達に係るサービス対価の支払方法

空気調和設備の稼働に必要なエネルギー調達に係るサービス対価の支払方法を以下に定める。

- ・ 空気調和の稼働に必要なエネルギー調達業務に係る費用(以下「エネルギー費用」という。)の総額を 26 等分したものを、各期における「空気調和設備の稼働に必要なエネルギー調達に係るサービス対価」とする。
 - ・ ここでエネルギー費用として請求可能なエネルギー調達費用とは、以下のものを指す。
 - 乙が「電気事業法に定める電気事業者」から、電気の供給を受ける場合、この電気の調達に要する費用
 - 乙が「ガス事業法に定めるガス事業者」から、ガスの供給を受ける場合、このガスの調達に要する費用
 - 乙が、上記の電気・ガス以外のエネルギーを使用する場合、乙が購入する燃料に要する費用
 - ・ 乙は、上記に定める電気・ガス以外のエネルギーを使用する場合において、乙が購入した燃料を元に産み出したエネルギーに価格をつけ、エネルギー調達費用として計上することはできない。
- (例) 「電気事業法に定める電気事業者」ではない乙が、灯油を購入し、自家発電により得られた電気を使用するような場合は、乙が定める電気料金をもってエネルギー費用とすることはできず、灯油の購入費用をもってエネルギー費用とすることができる。

別紙 1 1 空気調和環境の提供、維持管理業務等に係るサービス対価の変更

空気調和環境の提供、維持管理業務等に係るサービス対価の変更方法を以下に定める。

- ・ 空気調和設備の提供・維持管理等に係る費用については、1年に1回、総務省統計局消費統計課作成の消費者物価指数による改定を行う。
- ・ 前回改定実施時点(第1回目の改定にあつては契約締結日)における消費者物価指数大阪市(総合)を基礎指数とする。
- ・ 支払額改定時点における消費者物価指数と基礎指数との倍率(改定倍率)により支払額を改定する。
- ・ なお、改定倍率が0.99超1.01未満の時は改定を見送ることとする。
- ・ サービス提供開始時において第1回目の価格の改定を行い、以後、1年毎に改定を実施する。

(算式)

$$\text{改定後の費用} = \frac{\text{改定時点における消費者物価指数}}{\text{基礎指数}} \times \text{改訂前の費用}$$

別紙 1 2 空気調和設備の稼働に必要なエネルギー調達に係るサービス対価の変更

空気調和設備の稼働に必要なエネルギー調達に係るサービス対価の変更方法を以下に定める。

1 サービス対価の変更

- ・ 空気調和設備の稼働に必要なエネルギー調達に係る費用については、エネルギーの料金の変動及び甲の空気調和設備の使用状況等に応じて、サービス対価の変更を行う。

ア エネルギーの料金の変動に応じた対価の変更

- ・ エネルギーの料金は府立高等学校の立地場所毎、使用するエネルギーの種類毎にそれぞれ設定する。
- ・ 空気調和設備の稼働に必要なエネルギー調達に係る費用については、使用するエネルギーの料金の変動に応じて改定を行う。
- ・ サービス提供開始時において第 1 回目の価格の改定を行い、以後、半年毎に改定を実施する。
- ・ 使用するエネルギーが「電気事業法・ガス事業法に定める電気事業者・ガス事業者」の供給する電気・ガスの場合は、半期の期初における基本使用料及び単位使用量当たりの電気料金・ガス料金をもってエネルギーの料金とする。

(基準的な算式)

$$\begin{aligned} & \text{当該期のエネルギー調達費用} \\ & = \text{当該期の基本使用料} \\ & \quad + \text{当該期の単位使用量当たりの料金} \times \text{精算対象エネルギー使用量} \end{aligned}$$

精算対象エネルギー使用量については後述3以下を参照。

- ・ 上記の電気・ガス以外のエネルギーを使用する場合には、一定の信頼できる調査機関の実施する市況調査等に基づき、半期の期初における単位使用量当たりの価格又は料金体系をもってエネルギーの料金とする。

例えば、LP ガスの場合は、石油情報センターの実施する LP ガス市況調査の地域別データに基づく。

(基準的な算式)

$$\begin{aligned} & \text{当該期のエネルギー調達費用} \\ & = \text{当該期の単位使用量当たりの料金} \times \text{精算対象エネルギー使用量} \end{aligned}$$

基本使用料を設定する場合は、上記の電気・ガスと同様に考える。
精算対象エネルギー使用量については後述3以下を参照。

- ・ サービス提供開始後、最初の支払い時において第1回目の価格の改定を行う。

- イ 甲の空気調和設備の使用状況等に応じた対価の変更
 - ・ 空気調和設備の稼働に必要なエネルギー調達に係る費用については、甲の空気調和設備の使用状況等に応じて各期に1回、改定を行う。
 - ・ 甲の空気調和設備の使用状況等により変化する各府立高等学校のエネルギー使用量に応じてその対価を変更する。
 - ・ 甲の空気調和設備の使用状況等により、各府立高等学校において利用するエネルギーの料金における、いわゆる基本料金部分に変更される場合もその対価を変更する。
 - ・ 甲の空気調和設備の使用状況等の変化によって当初見込みより各府立高等学校の最大需要電力が増加した場合、各府立高等学校の一般利用分の電気料金支払い額が追加となることのないよう、当該対価の変更を行う。
 - ・ サービス対価を変更する基本単位は各期各府立高等学校別とし、府立高等学校147校(サービス提供開始時)の積み上げにより算出する。
 - ・ 各府立高等学校のエネルギー使用量に関する改定方法については、後述、「3 各期エネルギー使用量の設定方法」に従う。
 - ・ サービス提供開始後、3回目の支払い時において第1回目の改定を行う。

- ウ 空気調和施設の移設を行う場合の対価の変更
 - ・ 空気調和施設の移設を行った結果、空気調和設備の稼働に必要なエネルギー調達に係る費用の増減が必要となる場合は、甲と乙が協議を行い、実態に応じて当該費用を変更するものとする。

2 サービス対価の精算方法について

- ・ 本事業のサービス対価のうち「空気調和設備の稼働に必要なエネルギー調達に係る費用」によって生じる差額精算については次のように定める。
- ・ 上期満了後（10～11月頃）においては、精算を実施せず、各年度の開始時期までに定める当該年度の予定エネルギーを基に算出した上期相当分の対価を支払う。
- ・ 下期満了後（4～5月頃）においては、甲は当該年度の予定エネルギーを基に算出した下期相当分の対価を基準に、当該年度分（上期及び下期）の予定エネルギー使用量と精算エネルギー使用量の差額を調整した上で乙に支払う。（予定エネルギー使用量・精算対象エネルギー使用量については、後述、「3 各期エネルギー使用量の設定方法」を参照すること）

3 各期エネルギー使用量の設定方法

ア 各期エネルギー使用量の設定に関する基本原則

各期エネルギー使用量の設定については、以下を基本原則とする。

(基本原則)

- ・ 各府立高等学校におけるエネルギー使用量は各期(上期・下期)に設定する精算対象エネルギー使用量により決定する。
- ・ 精算対象エネルギー使用量は、予定エネルギー使用量、稼動予定時間と、実績エネルギー使用量、稼動実績時間等により設定する。
- ・ 稼動予定時間、稼動実績時間は、各空調対象室において、機器が運転状態にある時間(空調稼動時間)の各期毎の府立高等学校単位での延べ時間とする。
例：空調対象室が4室の府立高等学校(A校)の場合
$$4 \text{ 室 (A 校)} \times \text{一室当たり稼動時間 2 時間 / 室} \cdot \text{日} \times 2 \text{ 日} \\ = 16 \text{ 稼動時間 (A 校)}$$
- ・ なお、各期の予定エネルギー使用量は入札時点での乙の想定量とし、その後原則として変更しない。
- ・ ただし、当該事業を実施する各府立高等学校における空気調和設備使用の前提条件が変更された場合等、合理的な理由がある場合、必要に応じて甲と乙との協議により期毎に事前に見直し、補正を行う。
- ・ なお、各府立高等学校における空気調和設備使用の前提条件は、要求水準書及び入札説明会で配布する詳細資料のいずれかに定める内容のうち、空調対象室数、稼動時間、稼動の運用方法、空調対象室の環境、施設環境の変化(近隣環境、敷地内環境)等による。
- ・ 実際の運用においては、精算の基本単位における予定エネルギー使用量の根拠となる月別の内訳を予め想定し、逐次実績との比較を行いつつ事業を進めることとする。
- ・ 空気調和設備の使用についての適正化に関する指導業務においては、エネルギー使用の実績に配慮し、府立高等学校毎に目標値の設定などを行い、予定エネルギー使用量を上回ることはないよう、適切な運用を行うこと。

イ 精算対象エネルギー使用量の設定方法

(ア) 精算対象エネルギー使用量設定の考え方

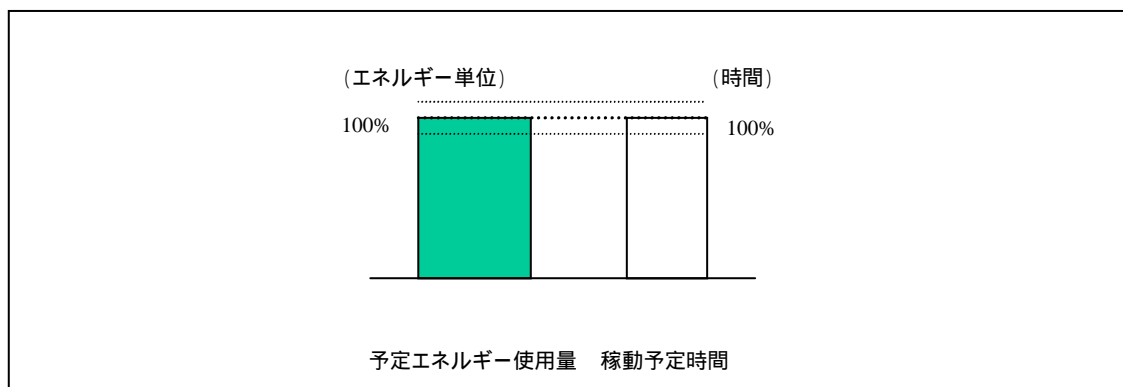
サービス対価支払いの根拠として、精算対象エネルギー使用量を設定する。この使用量は実際に使ったエネルギー量である実績エネルギー使用量とは必ずしも一致しないので注意すること。

各府立高等学校別の実績エネルギー使用量が、予め設定した予定エネルギー使用量の 90%未満の場合、90%以上 110%以内の場合、110%を超えた場合、の場合毎に計5ケースの算定方法を設定する。

(イ) 精算対象エネルギー使用量の決定方法

予め、予定エネルギー使用量と稼動予定時間を設定し、実績との差異により精算対象エネルギー使用量を決定する。

図表 予め設定した予定エネルギー使用量と稼動予定時間

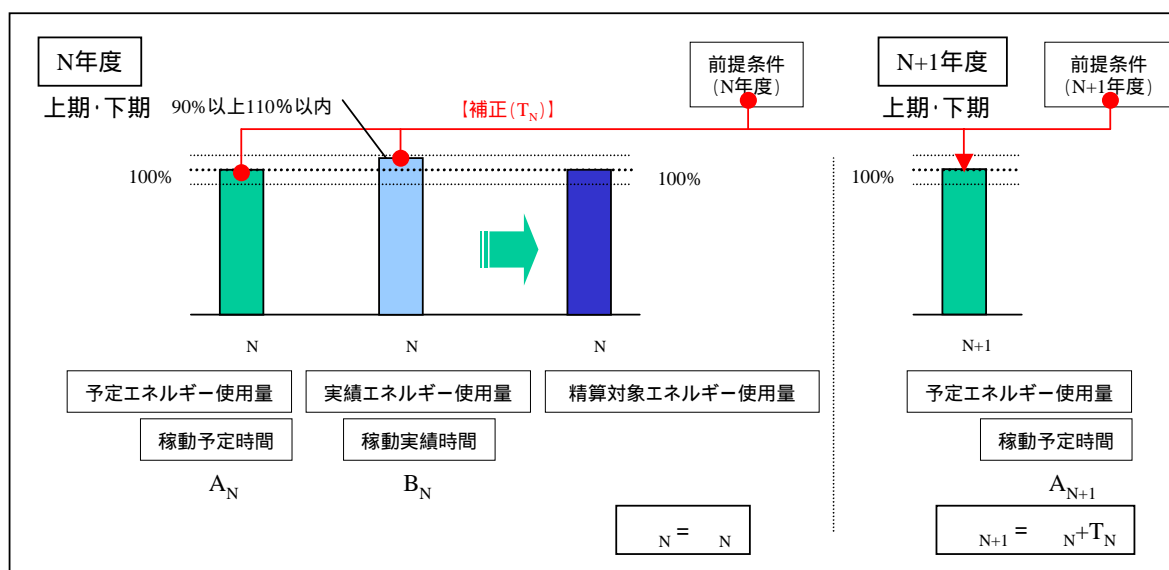


(ウ) ケース毎の精算対象エネルギー使用量の設定方法

- a 実績エネルギー使用量が、予定エネルギー使用量の 90%以上 110%以内の場合

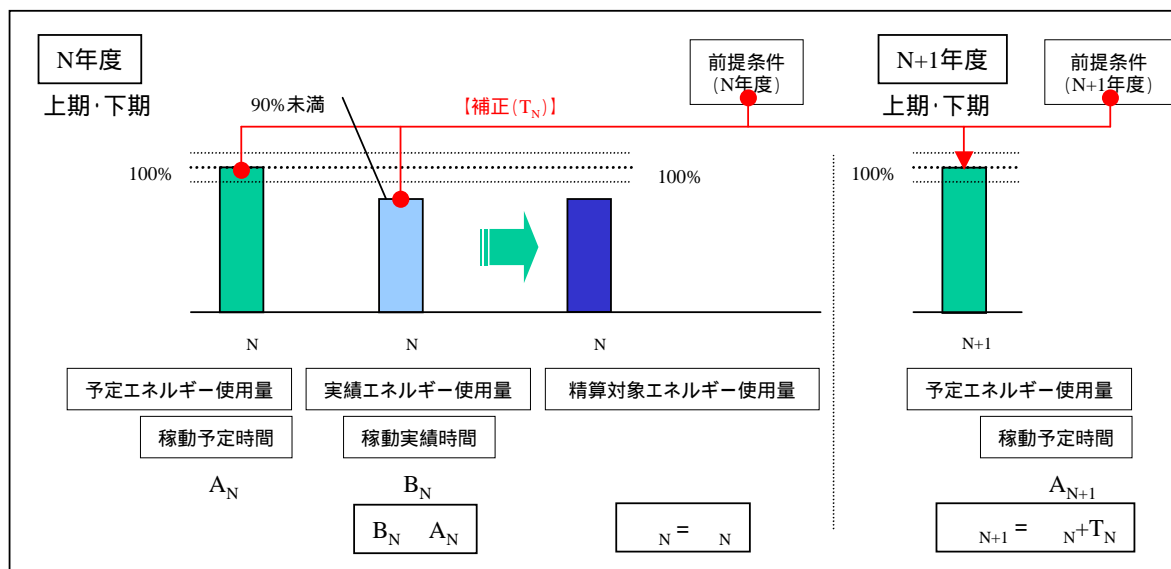
この場合、稼動実績時間に関係なく、精算対象エネルギー使用量は予定エネルギー使用量と同じ量とする。

図表 実績エネルギー使用量が、予定エネルギー使用量の 90%以上 110%以内の場合



- b 実績エネルギー使用量が、予定エネルギー使用量の90%未満の場合で、かつ、稼動実績時間が稼動予定時間以内であった場合
この場合、精算対象エネルギー使用量は実績エネルギー使用量と同じ量とする。

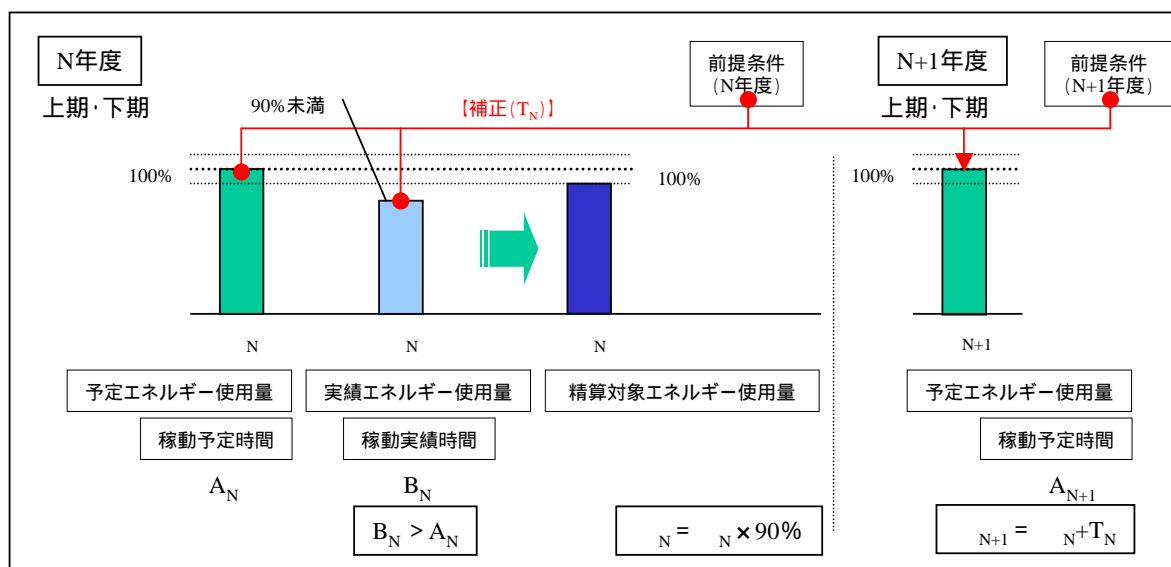
図表 実績エネルギー使用量が、予定エネルギー使用量の90%未満で、かつ、稼動実績時間が稼動予定時間以内であった場合



合

- c 実績エネルギー使用量が、予定エネルギー使用量の90%未満の場合で、かつ、稼動実績時間が稼動予定時間を超えた場合
この場合、精算対象エネルギー使用量は予定エネルギー使用量の90%とする。

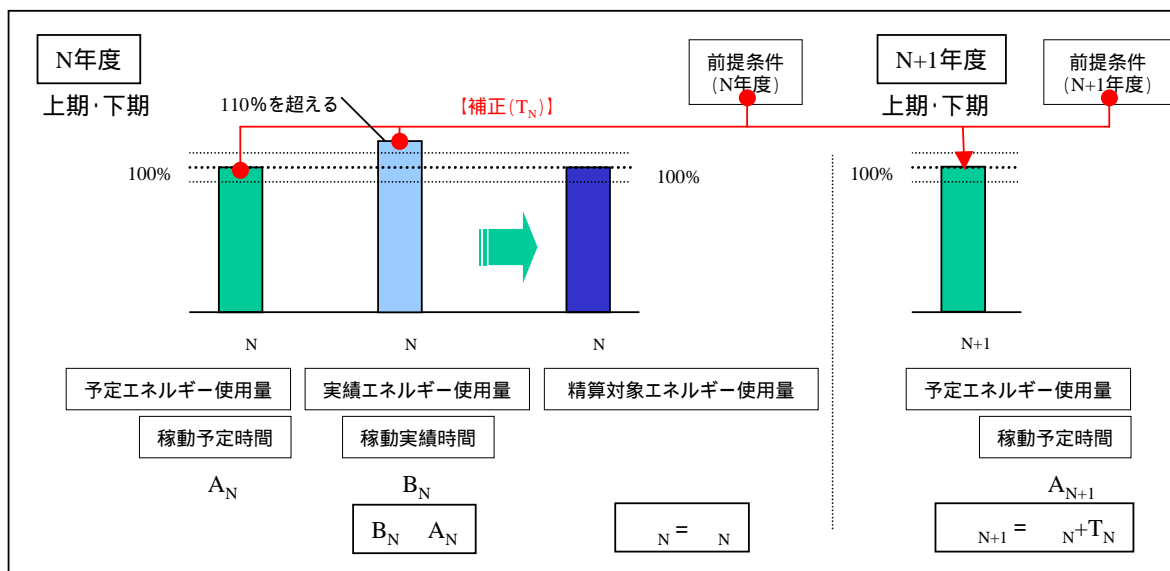
図表 実績エネルギー使用量が、予定エネルギー使用量の90%未満で、かつ、稼動実績時間が稼動予定を超えた場合



- d 実績エネルギー使用量が、予定エネルギー使用量の110%を超え、かつ、稼働実績時間が稼働予定時間以内であった場合

この場合、精算対象エネルギー使用量は予定エネルギー使用量と同じ量とする。

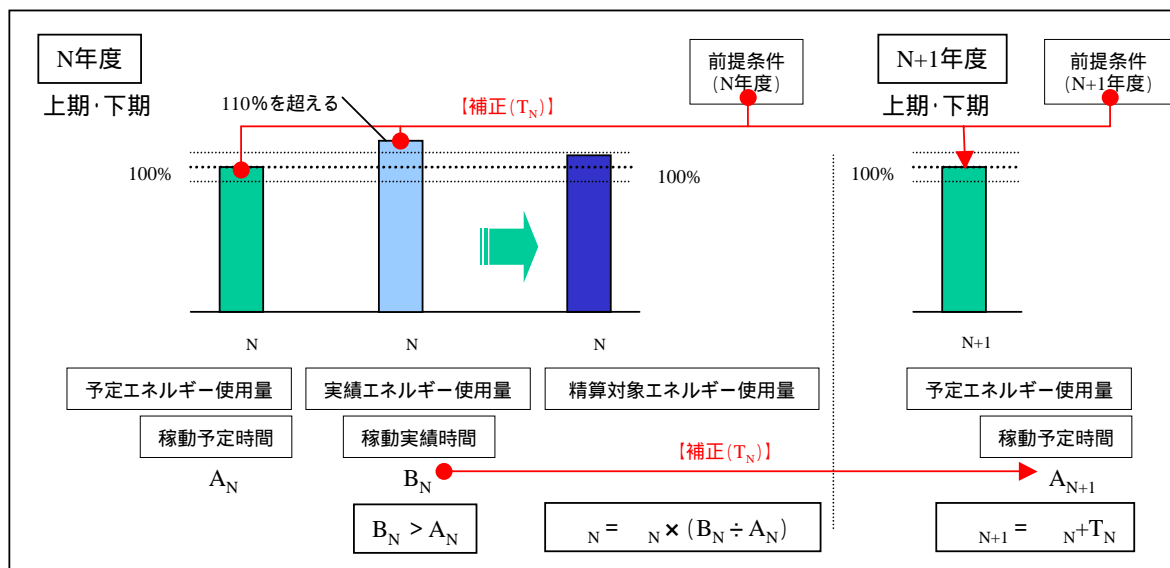
図表 実績エネルギー使用量が、予定エネルギー使用量の110%を超え、かつ稼働実績時間が稼働予定時間以内であった場合



- e 実績エネルギー使用量が、予定エネルギー使用量の110%を超え、かつ、稼働実績時間が稼働予定時間を超えた場合

この場合、精算対象エネルギー使用量は予定エネルギー使用量に対し、稼働予定時間と稼働実績時間との比を乗じたもので算出するが、その上限は実績エネルギー量とする。

図表 実績エネルギー使用量が、予定エネルギー使用量の110%を超え、かつ、稼働実績時間が稼働予定時間を超えた場合



別紙 1 3 サービス対価の増額の方法

サービス対価の増額の方法を以下に定める。

1 運用条件違反の手続きについて

- ・ 甲及び府立高等学校の責めによって空気調和設備の稼働に必要なエネルギー調達に係る費用について乙が不利益を被る場合は、以下の手順に従うこととし、別紙 1 2「3 イ 精算対象エネルギー使用量の設定方法」に代わって算出した精算対象エネルギー使用量に基づき、別紙 1 2「1 サービス対価の変更」によりサービス対価を増額する。

ア 運用条件に関する双方の合意

- ・ 乙が業務を行うにあたり、甲と合意の上定めた各府立高等学校における「運用条件」について双方の合意があること。
- ・ 運用条件については、入札公告時に提示した各府立高等学校における空気調和設備使用の前提条件を基に、契約までに甲と乙との間で取り決める。また、必要に応じて甲と乙が協議のうえ、各期又は各年度毎に改定を行うことができる。

イ 運用条件のガイドライン

- ・ 甲及び各府立高等学校においては、乙と合意した運用条件を遵守する努力義務を負うことになるが、運用条件を策定するにあたっては教育環境という固有の状況を考慮した柔軟性を持たせることとする。
- ・ 窓を開けたまま空気調和設備を使用するといった空気調和環境の維持に著しく影響を与える運用が、各府立高等学校において一定期間以上過半の空調対象室において定常的に行われているなど、一時的、部分的なものでないことが明らかであることを目安とする。
- ・ 実績エネルギー使用量が予定エネルギー使用量の100%を超える実績がある場合において上記のような問題が生じているケースを運用条件違反のあったものとする。

ウ 業務を通じた運用状況の的確な把握

- ・ 乙は維持管理業務及び空気調和設備の使用についての適正化に関する指導等を通じて、甲及び各府立高等学校の空気調和設備の稼動状況について把握を行い、有効な指導等を適切に行っていること。

エ 運用実態調査

- ・ 上記の業務を適切に行っているにも関わらず、甲及び各府立高等学校の運用条件が適切に維持されていないと判断される場合には、乙は、甲及び各府立高等学校が定められた運用条件に対する対応状況を確認するため、必要に応じて運用実態調査を随時に独自の方法で実施することができる。
- ・ ただし、各府立高等学校における学校教育活動の妨げとならないよう、乙は甲及び各府立高等学校に対して、現場調査等による運用実態調査の時期・方法等について事前に協議を行い、承認を得る必要がある。
- ・ この場合、甲及び各府立高等学校は学校教育活動の妨げとならない範囲で必要とする要請に対して協力を行う。また、そのために発生する費用は自己の負担とする。

オ 運用実態調査是正の勧告

- ・ 甲及び各府立高等学校の運用条件が適切ではないと判明した場合、乙は甲及び各府立高等学校から説明を受ける機会を設けた上で、甲及び各府立高等学校に対して当該事項の是正を勧告することができる。

カ 是正勧告の結果、是正が確認された場合の措置

- ・ 甲及び各府立高等学校が定められた時間内に是正を行い、乙がこれを確認した場合、乙は引き続き業務を実施する。

キ 是正勧告の結果、是正が確認されない場合の再度是正勧告

- ・ 是正勧告を定めた是正勧告を受けたにも関わらず、勧告に従わない又は是正期間を過ぎても是正がなされない場合、乙は甲及び各府立高等学校からの是正勧告への対応状況についての説明を受ける機会を設けた上で、再度是正勧告を実施する。

ク 再度是正勧告の結果、是正が確認されない場合の措置

- 再度是正勧告を定めた是正勧告を受けたにも関わらず、勧告に従わない又は是正期間を過ぎても是正がなされない場合、乙は甲及び各府立高等学校からの再度是正勧告への対応状況についての説明を受ける機会を設けた上で、以下の方法を選択し、実施することができる。

再々度是正勧告

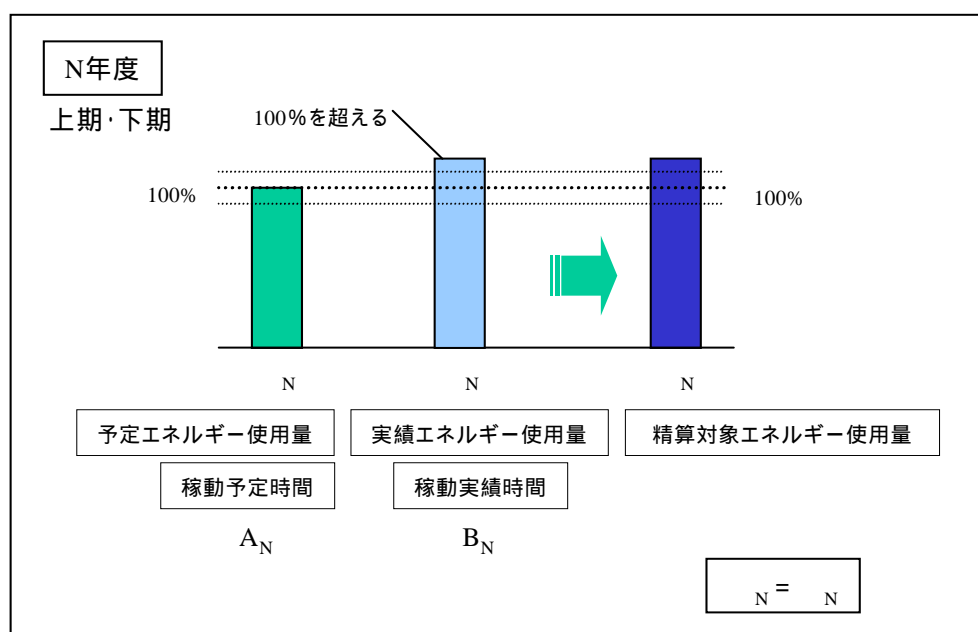
各期エネルギー使用量の設定方法の見直し

2 運用条件違反と認定された場合の各期エネルギー使用量について

運用条件違反の手続きによる再度是正勧告の結果、是正が確認されず、乙が「各期エネルギー使用量の設定方法の見直し」を選択した場合、乙は、実績エネルギー使用量が予定エネルギー使用量の100%を超えた各府立高等学校について、以下の精算対象エネルギー使用量の設定方法を適用することができる。

- 運用条件違反と認定され、実績エネルギー使用量が予定エネルギー使用量の100%を超えた場合には、精算対象エネルギー使用量は実績エネルギー使用量と同じとする。

図表 運用条件違反と認定され、実績エネルギー使用量が予定エネルギー使用量の100%を超えた場合



以下の別紙については、契約後、甲と乙の協議の上、甲が決定する。

別紙 5 年間事業計画書及び年間収支予算

別紙 7 業務実績報告書

別紙 8 年間業務実績報告書

以下の別紙については、提案に応じて契約までに決定するものとする。

別紙 3 本件備品

別紙 9 維持管理業務の内容

別紙 1 4 構成員の確認書

別紙 1 5 損害保険契約